

報告第3号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

富津市長 高橋恭市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第6号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

1 事故発生日時	令和6年12月18日 午前10時30分頃
2 事故発生場所	富津市内
3 和解の相手方	個人
4 事故の概要	上記日時場所において、市車両が切り返しのため前進したところ、助手席側前部が相手方が所有する車庫の支柱部に接触した。
5 損害賠償額及び和解の内容	市は相手方に対し、62,238円を支払う。 市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和7年3月14日

富津市長 高橋恭市